

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木崎秀夫

- | | |
|---------|---------|
| 一 道路の種類 | 県道 |
| 二 路線名 | 草加八潮三郷線 |
| 三 道路の区域 | |

旧 新 別	旧 A	区 間
八潮市大字鶴ヶ曽根字上中通七五三番五地先から 同市大字鶴ヶ曽根字上根通三六番一地先まで		
八潮市大字鶴ヶ曽根上中通七五三番五地先から 同市大字鶴ヶ曽根字上根通二三番一地先まで	一一・九七〇 二四・七〇	（敷地の幅員 （メートル）
三一六・五五	一七五・六二	（延長 （メートル）
		備 考